

始良市事業継続支援金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が20%以上50%未満減少している始良市内事業者の事業継続を支援します。

| | |
|----------------|--|
| 対象者 | 始良市内の中小企業者又は小規模企業者(個人事業者含む) ○すべての業種(一部対象外あり、申請要領をご確認ください。) ○法人、個人事業者(注1)ともに市内に事業所を有する者 |
| 申請要件 | 1 2019年12月以前から始良市内で事業を営み、今後も、事業を継続する意思があること 2 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少していること 3 2020年3月から5月までのいずれかの1か月の売上が前年同月に比して20%以上50%未満減少していること(ただし、2020年3月から5月のいずれの月も売上減少率が50%未満であること)(注2) 4 申請者等は暴力団等に関与していないこと |
| 支援金額 | 一事業所 一律10万円 (給付は1回限りです) |
| 申請に必要な提出書類(注4) | 1 申請書兼請求書(様式あり)(注3) 2 誓約書(様式あり) 3 申請書類確認チェックリスト(様式あり) 4 確定申告書の控え(写) 5 2020年3月~5月の月間売上が確認できるもの(注3) 6 事業概要がわかるもの(定款、営業許可証、開業届等) 7 振込先口座の通帳の写し 8 本人確認書類(運転免許証の写し等)※個人事業者のみ |
| 申請受付期間 | 2020年5月18日(月)~2020年7月31日(金) 消印有効 |
| 申請方法 | 原則 郵送 ※新型コロナウイルス感染症対策の為、郵送での申請にご理解・ご協力をお願いいたします。 郵送先 〒899-5492 始良市宮島町25番地 始良市役所 商工観光課 宛 ※封筒には、宛先のほか「事業継続支援金申請書 在中」とお書きください。 |

(注1) 事業を行う個人であって、事業を営むことで主に世帯の生計を維持している者及び主たる収入が給与・年金・不動産等でない者。

(注2) 売上が50%以上減少している場合は、国の持続化給付金の対象となります。

(注3) 売上が確定している月分が対象となります。

(例)5月申請:3・4月分 6月に申請:3・4・5月分

(注4) 申請書等は市ホームページからダウンロードできます。

必ず「申請要領」をご確認のうえご提出ください。

【お問い合わせ先】 始良市商工観光課 ☎0995-66-3145